

大貨健保だより



D.K 大阪府貨物運送健康保険組合

〒536-8567 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
大阪府トラック総合会館3F

ホームページアドレス <http://www.daika-kenpo.or.jp>

収入支出決算 概要について

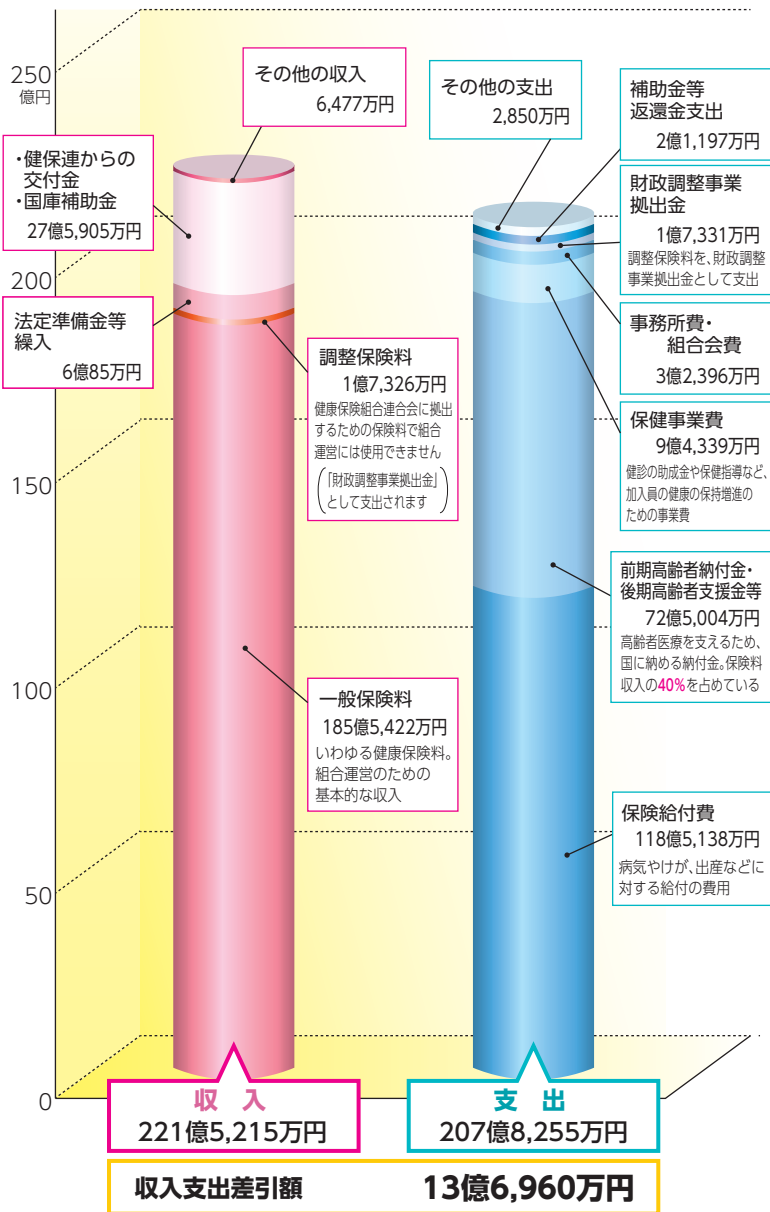
令和元年度の事業報告並びに収入支出決算が、7月20日開催の第225回組合会で承認されました。

収支決算は、一般勘定で13億6960万円、介護勘定で2億3114万円の黒字となりました。しかし、一般勘定の交付金・補助金等を除いた経常収支は17億6314万円の大幅

な赤字決算であり、自立運営には程遠い状態です。

保険給付費は118億5138万円（被保険者一人当たり29万4196円）で、前年度に比べて3.03%の増加と過去最高額となり、今後もさらなる増加が懸念されます。

また、保険料収入の約40%を占める高齢者医療制度への納付金・支援金は組合財政の健全化を阻む大きな要因となっており、依然として厳しい運営を強いられていますが、準備金保有率は178.23%を確保し、昨年度に引き続き指定組合になることはありません。



一般勘定

保険料収入（一般・調整）は187億2,748万円、法定準備金等繰入6億85万円、国の補助金と健保連の交付金27億5,905万円、その他の収入6,477万円の計221億5,215万円。一方支出は、保険給付費118億5,138万円（一人当たり294,196円）、高齢者医療制度への納付金72億5,004万円、その他事務所費等を加えた支出合計は207億8,255万円で、差引13億6,960万円の黒字となりました。しかしながら、経常収支の差引額は17億6,314万円の赤字となっています。

基礎数値

被保険者数	40,284名	経常収入	186億3,120万円
標準報酬月額	335,120円	経常支出	203億9,434万円
標準賞与額	377,128円	経常収支差引額	▲17億6,314万円
保険料率（一般・調整）	10.598%		

介護勘定

収入合計は25億2,905万円、支出合計は22億9,791万円で、差引2億3,114万円の黒字となりました。

		決算額
収入の部	介護保険料	24億9,760万円
	繰入金	0万円
	その他の収入	3,145万円
	収入合計	25億2,905万円
支出の部	介護納付金	22億9,785万円
	その他の支出	6万円
	支出合計	22億9,791万円
差引額		2億3,114万円

基礎数値

第2号被保険者数(本人)	28,489名
標準報酬月額	351,721円
標準賞与額	403,783円
保険料率	1.90%

令和2年4月から

被扶養者の認定要件に 「国内に住所があること」が加わりました

健康保険法の改正により被扶養者の認定基準に「国内に住所を有すること」が加わりました。国内に住所を有することの確認は住民票で行うため、海外に住んでいて国内に住民票がない場合、令和2年4月以降は原則として被扶養者になることができませんのでご注意ください。また、被扶養者の認定基準である収入などの要件は変わりありません。

国内居住の例外となる場合

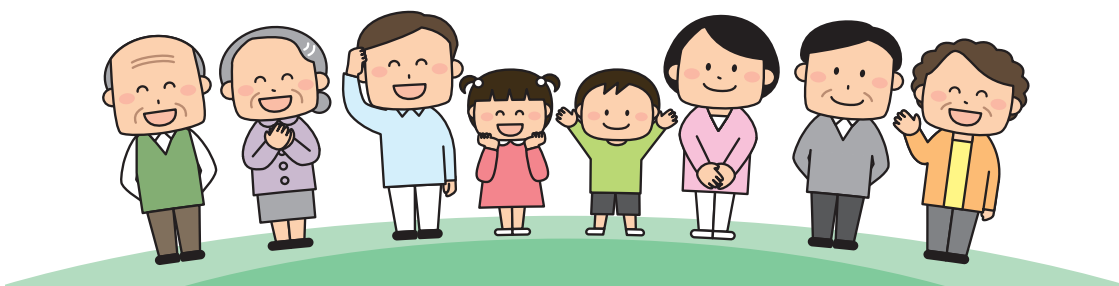
働くための海外への渡航ではなく、渡航が一時的なものである場合。

例えば、海外留学中の学生や被保険者の海外赴任への同行、ボランティア活動などで一時的に海外に渡航している場合などが挙げられます。

外国籍で適用除外となる場合

外国籍の人の場合は、日本に住所があったとしても、来日目的によっては被扶養者になることが出来ません。

例えば、医療を受ける目的で日本に滞在している「医療滞在ビザ」の人や、それに伴い医療目的で滞在している人の日常の世話をする人、また、観光・保養などの目的で1年を超えない滞在の「ロングステイビザ」の人の場合は、国内に生活の基礎があるとはいえないため、被扶養者の認定要件には当てはまりません。



業務係 適用担当 06-6965-4051

大貨健保のホームページを
お気に入りに登録しましょう

ホームページアドレス
<http://www.daika-kenpo.or.jp>

大貨健保のホームページを、お気に入りにご登録いただくと、大変便利です。
各種申請書、契約健診施設一覧表、契約保養施設一覧表等お役立ち情報を掲載しています。事務効率化・情報収集にどうぞご利用ください。



種届出一覧表

給付に関すること

病気やけが（業務上・通勤災害によるものを除く）

- ◆1ヵ月の医療費が高額になったとき（自己負担限度額を超えたとき）
 - ・既に精算を済ませている ⇒ 「高額療養費支給申請書」
 - ・これから精算を行う ⇒ 「限度額適用認定証交付申請書」（事前に大貨健保まで交付申請が必要です）
※病院の窓口にて限度額適用認定証の提示を行うことで、医療費の負担が自己負担限度額までに抑えられます。
- ◆病気やけがによる休業で給料を受けられないとき
⇒ 「傷病手当金支給申請書」
※支給の対象となる期間は、支給が開始された日から1年6ヵ月までの範囲となります。
- ◆医療費の立替払いが発生したときや、治療用装具を作成したとき（医師の指示によるものに限る）
⇒ 「療養費支給申請書」
※平成31年4月施術分より整骨院や鍼灸院などで、はり・きゅう・あん摩（マッサージ）を受けた場合も申請が必要になっています（健康保険が使える疾病に限る）。
- ◆人工腎臓を実施している慢性腎不全、特定の疾病により長期にわたり高額な医療が必要となるとき
⇒ 「特定疾病療養受領証交付申請書」

出 産

- ◆出産したとき
 - ・医療機関から提示される直接支払制度に同意…分娩費用から一児につき420,000円を控除した額が自己負担
 - ・直接支払制度に同意したが分娩費が420,000円未満であった ⇒ 「出産育児一時金等内払金(差額)支払依頼書」
 - ・直接支払制度に同意しない ⇒ 「出産育児一時金請求書」

※産科医療補償制度に加入していない医療機関での出産の場合は404,000円となります。
※支給対象となるのは妊娠4ヵ月（85日）以上の出産に限ります。
- ◆出産による休業で給与を受けられないとき
⇒ 「出産手当金支給申請書」
※産前42日（多胎妊娠は98日）、産後56日の範囲内が支給対象期間となります。

死 亡（業務上・通勤災害によるものを除く）

- ◆本人・家族が亡くなったとき
⇒ 「埋葬料(費)支給申請書」

頂く場合もあります。予めご了承ください。

適用に関すること

以下のようなケースが発生した際には、速やかに（5日以内）届出が必要になります。

◆従業員を雇い入れたとき ⇒ 「資格取得届」

適用事業所で常用的使用関係にある人は、すべて健康保険の被保険者となります（75歳以上を除く）。

また、試用期間中を含め、雇用された日が資格取得日となります。

※特定適用事業所（常時501人以上）の場合、短時間就労者のうち、下記の3つに該当した場合は加入が義務付けられています（学生を除く）。

●週20時間以上勤務 ●月収8.8万円以上（年106万円以上） ●雇用期間1年以上の見込み

◆従業員が退職したとき ⇒ 「資格喪失届」

資格喪失届には必ず保険証を添付して下さい。保険証は退職日の翌日から使用できません。

なお、退職後に引き続き任意継続保険に加入する場合でも、今までの保険証は使用できません。

（任意継続保険を希望する場合は、離職日の翌日から20日以内に所定の申請が必要となります。）

◆家族に異動があったとき（就職・離職・出生など） ⇒ 「被扶養者異動届」

◆住所が変わったとき ⇒ 「住所変更届」

◆氏名が変わったとき ⇒ 「氏名変更届」

◆賞与が支払われたとき ⇒ 「賞与支払届」

ボーナス・期末手当・年末手当・夏（冬）期手当など名称を問わず、一時的に支給されるもののうち年3回以下支給のものはすべて対象となります。

なお、年4回以上支給のものは標準賞与額の対象とはなりません。標準報酬月額（算定基礎届）の対象となります。

※賞与支払規定の見直し等により、賞与支払予定月の変更や、賞与の支給をしなくなった場合は、賞与支払届総括表にて、支払い予定月等の変更のお手続きをお願いいたします。

◆給料が大幅に変わったとき ⇒ 「月額変更届」

以下の3点すべてに該当する場合のみ、月額変更の対象となります。

- ① 昇給・降給などによる固定的賃金の変動（※）
- ② 給与の変動月から3ヵ月間の平均と従前の標準報酬月額との間に2等級以上の差が発生
- ③ 3ヵ月とも賃金の支払基礎日数が17日以上（短時間労働者は11日以上）

※給与の変動が出勤日数の増減によるものや、残業手当など歩合給の増減によるもの場合は、月額変更の対象にはなりません。

- 各種申請・請求については、事実確認のための添付書類が必要となるものや、調査のためにお時間を
- けがの場合、負傷の原因等詳細について、当組合から確認させていただく場合がございます。

教えて!

大貨健保に

Q &

A

第14回

保険料計算について

Q 健康保険料の納入告知書が届きましたが、計算が合いません。原因は何でしょうか？

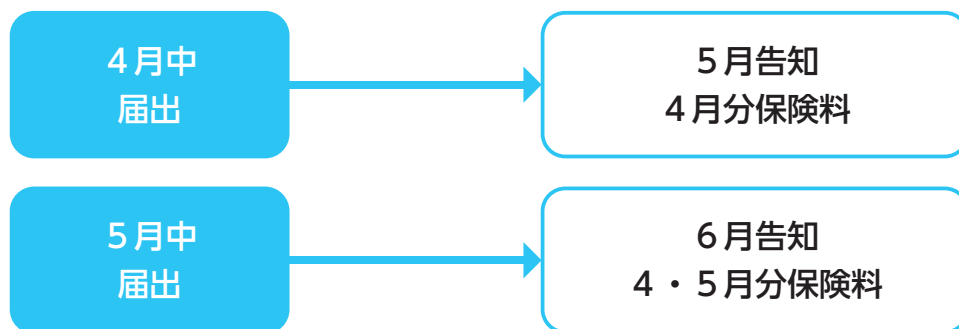
A 資格取得届や喪失届の提出が遅れた方はいませんか？

納入告知書の保険料額は告知月の前月月末時点の加入状況で計算しています。本来届出を行うべき月を超えて申請を行った場合、申請月の翌月分告知書に遡及分の保険料額が反映されることになるため、月単位での保険料計算では合わないことがあるかもしれません。

ココがポイント!

例えば、4月1日入社の方の資格取得届を5月に入って提出した場合は、5月分の保険料でその方の4・5月の2ヶ月分を納めていただくことになります。

● 4月1日入社の場合



※ 6月分以降は通常の1か月分の保険料額となります。

● お問合せ先 ● 財務係 TEL 06-6965-4055

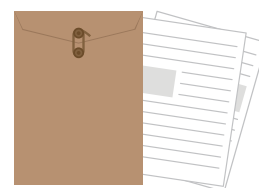
算定基礎届のご提出ありがとうございました

今年度は新型コロナウイルス感染予防のため、健保組合事務所と大ト協各支部及び受付会場での受付を中止し、郵送による届出をお願いしました。

ご不便をおかけいたしました。皆さまのご協力をいただき、令和2年度の算定基礎届が終了いたしました。

決定通知書は8月下旬の送付予定となりますので、お手元に届きましたら、内容をご確認のうえ被保険者の皆さまにご周知くださいますよう、お願いします。

なお、算定基礎届によって決定された新しい標準報酬月額が適用されるのは、9月分保険料（10月告知分）からとなります。



この夏は、新型コロナウイルスと熱中症 両方に注意が必要です



新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、「新しい生活様式」が求められています。

その基本は、①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗いや3密（密集、密接、密閉）を避けることです。

- 人との会話は真正面を避けて距離をとって。
- 外出するときはマスクを。
- 家に帰ったらすぐに手や顔を洗う。手洗いは石鹸で30秒以上かけて。

など、ひとりひとりができることを実践しましょう。

●●● 夏場のマスクにはご注意を ●●●

感染予防のためマスクをすることが習慣になりつつありますが、マスクをしていると、熱がこもりやすくなったり、気づかぬうちに脱水になるなど、身体に負担がかかることがあります。

今年はいつもの夏より熱中症のリスクが高くなっていると言えます。

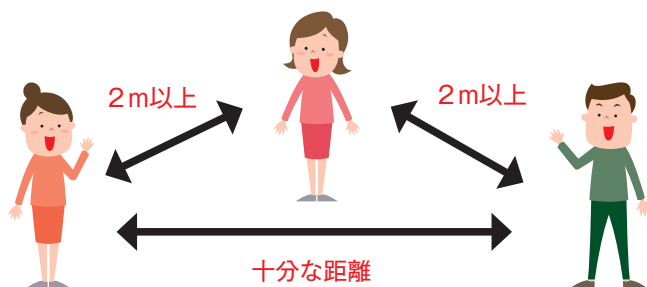
…… こんなことに気を付けて ……

▶ マスクをしているときは

- 激しい運動は避ける
- のどが渴いていなくてもこまめに水分補給
- 気温、湿度に注意

▶ こんなときはマスクをはずしましょう

「屋外で、人と**2m以上**（十分な距離）離れている時」



※詳しい情報は、厚生労働省ホームページをご覧ください。



大貨健保の事務所でも新型コロナウイルス感染予防のため、入口にアルコール消毒剤を、受付カウンター等には飛沫防止の亚克力板を設置しています。

事務所にお越しの際は、入り口での手指の消毒にご協力をお願いいたします。



「減災」できることから始めよう



近年増え続ける自然災害。特に8月から9月にかけては、台風などの水害による被害が日本各地で発生しています。

突然やってくる自然災害を未然に防ぐことはできませんが、事前に備え、災害による被害をできるだけ小さくする取り組みのことを「減災」と言います。

日々のちょっとした意識付けでも、いざという時に役立つことがあるかもしれません。

今、減災のためにできること…

☑ ハザードマップの活用

自治体等が作成しているハザードマップには、危険区域や災害時の避難場所など災害に役立つ情報が載っています。

自宅周辺で、集中豪雨や長雨で土砂災害が発生する可能性がないか？川の氾濫はどうか？など、お住まいの地域がどのような区域に該当するのか、また、避難経路など把握しておくことで、万一の時に冷静に行動することができるかもしれません。

☑ 安否確認方法を決めておく

災害は家族と一緒にの時に起こるとは限りません。家族がバラバラにいるときに災害が起こることも想定しておくことが大事です。

日頃より、災害に備えて、安否確認の方法や、集合場所などを決めておくとういでしょう。



こんなサービスもあります

「171 災害用伝言ダイヤル」

遠方に住む家族や友人などと安否確認を行うことができます。

● メッセージを残す（被災地）

- ①171 をダイヤル
- ②「1」（録音）を選ぶ
- ③自分（被災地）の電話番号をダイヤル
- ④メッセージの録音

● メッセージを聞く

- ①171 をダイヤル
- ②「2」（再生）を選ぶ
- ③被災地の方の電話番号をダイヤル
- ④メッセージの再生

ちょっとブレイク

ジャンルの壁を超える

「趣味は読書です。」

趣味は何ですかと聞いたとき、最も多く返ってくる答えがこれではないでしょうか。しかしながら、一口に読書といってもそのジャンルは多種多様。私自身読書をささやかな趣味としていますが、父親が純文学ファンであったこともあり中学生のころから国内外を問わず文豪たちの小説に触れ、大学時代には、読書家あるあるの『純文学以外は認めない』スタイルが確立されていました。

ところが、いざ社会人になってみると、時間不足と意欲低下のダブルパンチで全く読書を楽しむことができない。

そこである時、書店で平積みされている売上ランキング上位の流行の書籍の中から、本のタイトルと表紙の放つ雰囲気だけを頼りに選んでみることに。CDでいうところのジャケット買いの感覚です。

これが面白い。

学生時代の自己陶酔型の読書もそれはそれで幸せではありましたが、私が本当に読書を心から楽しむことが出来たといえるのは、まさにこの時がきっかけであったと思います。今では、ミステリー、SF、ライトノベル、旅行記から人名事典まで、気になったものはジャンルを問わず何でも読むように。

面白いもので、こうしていろいろなジャンルの書籍に触れることで、もともと愛好していた純文学小説の中に当時とはまた異なる新たな魅力を発見することも。それは本当に素晴らしい相乗効果でした。

前置きが長くなりましたが、私が言いたかったことは「時にはジャンルの壁を超えてみよう」ということです。特にそれが長く慣れ親しんだ趣味であればあるほど、好みのジャンルは次第に限定されていく傾向にあると思います。もちろん、最終的にそのジャンルに辿りついた理由が当然あると思います。ですが、時代と共にいろいろなのは変わっていきます。自分自身の物事を見る目も変わります。そしてその変化は決してネガティブなものだけではないはずですよ。

皆さんも「自分には合わない」と距離を置いていた分野に再度接近してみたいかがでしょうか。うまくいけば、それがあなたの趣味をさらに深めることになるかもしれません。

（健保職員…K）

